預金関連規定

◆ 共通規定

◆ 休眠預金共通規定

◆ 盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約

◆ 普通預金規定

◆ 決済用普通預金規定

◆ 貯蓄預金規定

◆ 納税準備預金規定

◆ 通知預金規定

◆ 当座勘定規定

◆ 財産形成預金規定（財産形成積立定期預金・財形年金預金・財形住宅預金・盗難「契約の証」による財形預金の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約）

◆ むろしんキャッシュカード取引規定

◆ デビットカード取引規定

◆ 【デビットカード取引規定 特則】キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する特則

◆ 総合口座取引規定

◆ 定期預金共通規定

◆ 期日指定定期預金規定

◆ 自動継続期日指定定期預金規定

◆ 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

◆ 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

◆ 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

◆ 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

◆ 変動金利定期預金規定

◆ 自動継続変動金利定期預金規定

◆ 自動継続変動金利定期預金規定（自由プラン）

◆ 定期積金（スーパー積金）規定

◆ 譲渡性預金規定

2022.09.30

共通規定

１．（適用範囲）

本共通規定は、預金関連規定のうち、当座勘定、譲渡性預金を除く、各預金規定等に共通する事項を定めたものです。

２．（反社会的勢力との取引拒絶）

当金庫との預金・定期積金(以下「預金等」といいます)取引は、３．（１)、(２）ＡからＥ、および（３）ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、３．（１)、(２）ＡからＥ、または（３）ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金等口座の開設をお断りするものとします。

３．（解約）

各規定によるほか、次の各号の一にでも該当し、預金・定期積金契約者(以下「預金者等」といいます)との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金等取引を停止し、または預金者等に通知することによりこの預金等口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じた時は、その損害額を支払ってください。

（１）預金者等が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

（２）預金者等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（３）預金者等が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ．その他前各号に準ずる行為

４．（規定の変更等）

（１）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫は、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

（２）前項（１）の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとし、変更日以降は、変更後の内容により取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

５．（準拠法、合意管轄）

（１）本規定の準拠法は日本法とします。

（２）当金庫との預金等に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2020.04.01

休 眠 預 金 共 通 規 定

1（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（1）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（2）第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日

(a)異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）

(b)当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

③総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

2（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（1）この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（2）前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（3）預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

（4）当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上

2010.05.01

盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約

１．特約の適用範囲等

（１）この特約は、個人のお客さま（以下「預金者」といいます。）が当金庫に有する預金および定期積金（以下「預金等」といいます。）で、払戻し（解約、書替継続による払戻しならびに当座貸越を利用された借入れを含みます。以下同じ）の際に、届出の印章（または暗証）により記名押印（または暗証記入）し、通帳または証書（以下「通帳等」といいます。）を提出する預金等について適用されます。

（２）この特約は、以下の取扱いを定めるものです。

① 盗取された通帳等を用いて預金等の不正な払戻しが当金庫の本・支店・出張所の窓口または現金自動預入払機で行われた場合における取扱い

② 本人確認（預金等の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱い

（３）この特約は、各種預金規定および定期積金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

２．（盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等）

（１）盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻し（以下「当該払戻し」といいます。）については、次の各号の全てに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息（定期積金の給付補てん金を含みます。以下同じ。）に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（２）前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の３０日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であること、および預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

（３）前(2)の規定は、前(1)にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（４）前(2)の規定にかかわらず、次の何れかに該当することを当金庫が証明した場合には、金庫は補てんいたしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次の何れかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

（５）当金庫が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前(1)に基づく補てんの請求に応じることはできません。

また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

（６）当金庫が前(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻し請求権は消滅します。

（７）当金庫が前(2)の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

３．（預金等の払戻しにおける本人確認）

預金等の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以上

2022.06.01

普通預金規定

１．（取扱店範囲）

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

２．（証券類の受入れ）

（１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

（２）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

（３）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

（４）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

（５）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

３．（振込金の受入れ）

（１）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

（２）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

４．（受入証券類の決済、不渡り）

（１）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額に係る預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。

（３）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

５．（預金の払戻し）

（１）この預金を払戻すときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。また、当金庫の自動機で通帳により払戻すときは届出の暗証番号にてご本人の確認を行います。

（２）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。

（３）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

６．（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）１，０００円以上について付利単位を１００円として、毎年３月と９月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

７．（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（１）この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３）この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する手数料をいただきます。

８．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見

が開始された場合にも、同様に届け出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前各項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（４）前各項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（５）前各項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

９．（印鑑照合等）

お引出票、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１０．（譲渡、質入れ等の禁止）

（１）この預金、預金契約上の地位その他この取引に係る一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

１１．（取引の制限等）

（１）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（２）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（３）この預金が、１年以上利用がない場合には、当金庫は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（４）前項（１）から（３）に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

１２．（解約等）

（１）この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。

（２）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が前１０．（１）に違反した場合

③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前１１．（１）に基づき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤ 前１１．（１）から（３）に定める取引等の制限が１年以上に亘って解消されない場合

⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（３）この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合に

は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金取引を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（４）前項（２）、（３）および共通規定２により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出、または、保証人を求めることがあります。

１３．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１４．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

（２）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印したお引出票とともに直ちに当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 前②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算についてはその期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１５．（未利用口座管理手数料）

（１）2022 年 6 月 1 日以降、最後の預け入れまたは払い戻しから 2 年以上、一度もお取引（決算利息の組み入れおよび未利用口座管理手数料引落しを除く）をされていない普通預金口座は、未利用口座となります。ただし、同一お取引店で他のお取引がある場合（定期性預金、融資取引、投信信託、国債等）、または、口座名義人が 18 歳未満の場合は未利用口座対象外となります。

（２）預金口座が未利用口座となり、残高が 10,000 円未満の場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送致します。発送から 3 か月経過後もご利用がないときは当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。

（３）当金庫はこの預金口座から預金払戻請求書等によらずに、当金庫所定の方法により未利用口座管理手数料を引落します。また、引落後の未利用口座管理手数料の返却はしません。

（４）この預金口座の残高が未利用口座管理手数料金額に満たない場合、当金庫は預金口座残高をもって未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなくこの預金口座を解約できるものとします。

（５）解約後の口座の再利用はできません。

（６）盗難・紛失等により利用が停止された口座も対象となります。

以上

2022.06.01

決済用普通預金規定

1．（取扱店範囲）

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2．（証券類の受入れ）

（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

（2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

（3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

（4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

（5）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3．（振込金の受入れ）

（1）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

（2）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4．（受入証券類の決済、不渡り）

（1）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額に係る預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引き落とし、その証券類は当店で返却します。

（3）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

5．（預金の払戻し）

（1）この預金を払戻すときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。また、当金庫の自動機で通帳により払戻すときは届出の暗証番号にてご本人の確認を行います。

（2）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。

（3）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6．（利息）

この預金には利息をつけません。

7．（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（1）この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（2） この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（3）この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する手数料をいただきます。

8．（成年後見人等の届出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前各項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（４）前各項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（５）前各項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

９．（印鑑照合等）

お引出票、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１０．（譲渡、質入れ等の禁止）

（１）この預金、預金契約上の地位その他この取引に係る一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

１１．（取引の制限等）

（１）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（２）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（３）この預金が、１年以上利用がない場合には、当金庫は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（４）前項（１）から（３）に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

１２．（解約等）

（１）この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。

（２）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が前１０．（１）に違反した場合

③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前１１．（１）に基づき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤ 前１１．（１）から（３）に定める取引等の制限が１年以上に亘って解消されない場合

⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（３）この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金取引を解約することができるものとしま

す。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（４）前項（２）、（３） および共通規定２により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

１３．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１４．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

（２）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印したお引出票とともに直ちに当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 前②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１５．（未利用口座管理手数料）

（１）2022 年 6 月 1 日以降、最後の預け入れまたは払い戻しから 2 年以上、一度もお取引（決算利息の組み入れおよび未利用口座管理手数料引落しを除く）をされていない普通預金口座は、未利用口座となります。ただし、同一お取引店で他のお取引がある場合（定期性預金、融資取引、投信信託、国債等）、または、口座名義人が 18 歳未満の場合は未利用口座対象外となります。

（２）預金口座が未利用口座となり、残高が 10,000 円未満の場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送致します。発送から 3 か月経過後もご利用がないときは当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。

（３）当金庫はこの預金口座から預金払戻請求書等によらずに、当金庫所定の方法により未利用口座管理手数料を引落します。また、引落後の未利用口座管理手数料の返却はしません。

（４）この預金口座の残高が未利用口座管理手数料金額に満たない場合、当金庫は預金口座残高をもって未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなくこの預金口座を解約できるものとします。

（５）解約後の口座の再利用はできません。

（６）盗難・紛失等により利用が停止された口座も対象となります。

以上

2020.04.01

貯蓄預金規定

１．（取扱店の範囲）

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

２．（証券類の受入れ）

（１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

（２）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

（３）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

（４）手形、小切手を受入れるときは、復記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

（５）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

３．（振込金の受入れ）

（１）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

（２）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

４．（受入証券類の決済、不渡り）

（１）証券類は、受入店で取立て、不渡返還期限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額に係る預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引き落とし、その証券類は当店で返却します。

（３）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

５．（預金の払戻し）

この預金を払戻すときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。また、当金庫の自動機で通帳により払戻すときは届出の暗証番号にてご本人の確認を行います。

６．（払戻回数超過手数料）

（１）Ｉ型（３０万円）は毎月１日から月末日までの１か月間に５回を超えて払戻しをするときは、その回数を超えるそれぞれの払戻しについて、当金庫所定の方法により表示する払戻回数超過手数料をいただきます。

（２）前項の払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時にお引出票なしでこの預金口座から自動的に引落します。この場合、払戻回数超過手数料金額と払戻請求金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

７．（自動支払い等）

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

８．（利息）

（１）この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じ。）１，０００円以上について付利単位を１円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年３月と９月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。

（２）この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）はＩ型３０万円・Ⅱ型１０万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

①　毎日の最終残高が基準残高以上となった期間

当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」

② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間

当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

９．（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（１）この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３）通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する手数料をいただきます。

１０．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前各項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（４）前各項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（５）前各項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１１．（印鑑照合等）

お引出票、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもつて照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１２．（譲渡、質入れ等の禁止）

（１）この預金、預金契約上の地位その他この取引に係る一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

１３．（取引の制限等）

（１）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（２）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（３）この預金が、１年以上利用がない場合には、当金庫は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（４）前項（１）から（３）に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

１４．（解約等）

（１）この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。

（２）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座

を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が前１２．（１）に違反した場合

③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前１３．（１）に基づき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤ 前１３．（１）から（３）に定める取引等の制限が１年以上に亘って解消されない場合

⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（３）この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金取引を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（４）前項（２）、（３） および共通規定２により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出、または、保証人を求めることがあります。

１５．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１６．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

（２）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印したお引出票とともに直ちに当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 前②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

2020.04.01

納税準備預金規定

１．（預金の目的、預入れ）

この預金は、国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、当店でいつでも預入れができます。

２．（証券類の受入れ）

（１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立できるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

（２）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

（３）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

（４）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

（５）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

３．（振込金の受入れ）

（１）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

（２）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

４．（受入証券類の決済、不渡り）

（１）証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額に係る預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引き落とし、その証券類は当店で返却します。

（３）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

５．（預金の払戻し）

（１）この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。

（２）この預金を払戻すときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

（３）租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。ただし、当店で取り扱うことのできない租税については納付先宛の当金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。

（４）この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

６．（利息）

（１）この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）１，０００円以上について付利単位を１００円として、毎年３月と９月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。

（２）租税納付以外の目的でこの預金を払戻しした場合、および共通規定２によりこの預金を解約した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。

（３）前項（２）の利率は金融状勢に応じて変更します。

（４）この利息には前項（２）の場合を除き所得税はかかりません。

７．（納税貯蓄組合法による特例）

この預金が納税貯蓄組合法に基づき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」といいます。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取り扱います。

① 納税貯蓄組合預金は前５．（１）の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。

② 租税納付以外の目的で払戻しした場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、前６．（２）の場合と同様に普通預金の利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

８．（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（１） この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２） この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３） この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する手数料をいただきます。

９．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前各項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（４）前各項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（５）前各項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１０．（印鑑照合等）

お引出票、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１１．（譲渡、質入れ等の禁止）

（１）この預金、預金契約上の地位その他この取引に係る一切の権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

１２．（取引の制限等）

（１）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（２）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（３）この預金が、１年以上利用がない場合には、当金庫は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（４）前項（１）から（３）に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、

テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

１３．(解約等)

（１）この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。

（２）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が前１１．（１）に違反した場合

③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前１２．（１）に基づき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤ 前１２．（１）から（３）に定める取引等の制限が１年以上に亘って解消されない場合

⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（３）この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金取引を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（４）前項（２）、（３） および共通規定２により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出、または、保証人を求めることがあります。

１４．(通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１５．(保険事故発生時における預金者からの相殺)

（１）この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

（２）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印したお引出票とともに直ちに当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 前②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

2020.04.01

通知預金規定

１．（預入れの最低金額）

この預金の預入れは１口５，０００円以上とします。（通帳式の預入れのときは、必ずこの通帳を持参してください。）

２．（預金の支払時期等）

（１）この預金は、預入日から７日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

（２）共通規定２による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の２日前までに通知を必要とします。

３．（証券類の受入れ）

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに（通帳式の場合は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ）、当店で返却します。

４．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

（２）この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金の付利単位は、１，０００円とします。

５．（預金の解約）

（１）この預金を解約するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。なお、共通規定２によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合にも、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出、または、保証人を求めることがあります。

（２） 解約は預金１口ごとに取り扱います。その一部の解約はいたしません。

６．（届出事項の変更等）

（１）この証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、責任を負いません。

（２）この証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３）この証書（通帳）を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する手数料をいただきます。

７．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前各項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（４）前各項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（５）前各項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

８．（印鑑照合）

お引出票、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

９．（譲渡、質入れの禁止）

（１）この預金は、当金庫の承諾なしに譲渡、または質入れすることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

１０．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１１．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）前２にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。証書（通帳）は届出印を押印したお引出票とともに直ちに当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 前②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）前項（１）により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）前項（１）により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）前項（１）により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

2024.12. 2

当座勘定規定

1．（当座勘定への受入れ）

（1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。

（2）手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

（3）証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。

（4）証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2．（証券類の受入れ）

（1）証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。

（2）当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

3．（本人振込み）

（1）当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。

（2）当座勘定への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4．（第三者振込み）

（1）第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、前２と同様に取り扱います。

（2）第三者が当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、前３と同様に取り扱います。

5．（受入証券類の不渡り）

（1）前３によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引き落し、本人からの請求があり次第、その証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、前４の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同（1）の場合には、本人を通じて返却することもできます。

（2）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

6．（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

7．（手形、小切手の支払）

（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。

（2）前項（1）の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。

（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。

（4）前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。

8．（手形、小切手用紙）

（1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してく

ださい。

（２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。

（３）前項（１）および（２）以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。

（４）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛てに連絡してください。

（５）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

（６）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

（７）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合には、その限りではありません。

９．（支払の範囲）

（１）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当金庫はその支払義務を負いません。

（２）手形、小切手の金額の一部支払はしません。

１０．（支払の選択）

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

１１．（過振り）

（１）前９．（１）にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金を超えて手形、小切手等の支払をした場合には、当金庫からの請求があり次第、直ちにその不足金を支払ってください。

（２）前項の不足金に対する損害金の割合は年１２．７５％（年３６５日の日割計算）とし、当金庫所定の方法によって計算します。

（３）前項（１）により当金庫が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。

（４）前項（１）による不足金、および前項（２）による損害金の支払がない場合には、当金庫は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。

（５）前項（１）による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

１２．（手数料等の引落し）

（１）当金庫が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

（２）当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続きをしてください。

１３．（支払保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引き落します。

１４．（印鑑等の届出）

（１）当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届け出てください。

（２）代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届け出てください。

１５．（届出事項の変更）

（１）手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届け出てください。

（２）前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（３）前項（１）による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達し

なかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１６．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前各項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（４）前各項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（５）前各項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１７．（印鑑照合等）

（１）手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）手形、小切手、払戻請求書として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって前８の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

（３）この規定に違反したために生じた損害についても、前項（１）と同様とします。

１８．（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

（１）手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできる限り記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

（２）前項の取り扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１９．（線引小切手の取扱い）

（１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

（２）前項の取り扱いをしたため、小切手法第３８条第５項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

２０．（自己取引手形等の取扱い）

（１）手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続きを必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。

（２）前項の取り扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

２１．（利息）

当座預金には利息をつけません。

２２．（残高の報告）

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。

２３．（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

２４．（取引の制限等）

（１）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を

求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（２）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（３）この預金が、１年以上利用がない場合には、当金庫は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（４）前項（１）から（３）に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

２５．（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、２６．（２）各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、２６．（２）各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

２６．（解約）

（１）この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。

（２）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じた時は、その損害額を支払ってください。

①当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ．その他ＡからＤに準ずる行為

（３）当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着したまま到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

（４）手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

２７．（取引終了後の処理）

（１）この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引き受けられた為替手形であっても、当金庫はその支払義務を負いません。

（２）前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

２８．（手形交換所規則による取扱い）

（１）この取引については、前各条のほか関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

（２）関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、前７の（１）にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

（３）前項（２）の取り扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

２９．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

（２）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。

②複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④前②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

３０．（規定の変更等）

（１）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫は、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

（２）前項（１）の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとし、変更日以降は、変更後の内容により取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

３１．（準拠法、合意管轄）

（１）本規定の準拠法は日本法とします。

（２）本預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

約束手形用法

１．この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に限り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

２．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名・捺印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

４．（１）金額は、所定の金額欄に記入してください。

（２）金額をアラビア数字（算用数字１、２、３…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

（３）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

（４）金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

５．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、銀行名、ＱＲコード欄に重なることがないようにしてください。

６．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）など余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。また、記名・捺印や金額の複記その他の記載がＱＲコード欄に重なることがないようにしてください。

７．手形用紙は、大切に保管し、万一、紛失・盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。

８．手形用紙は、当金庫所定の受取証に記名・捺印（お届け印）のうえ請求してください。

９．自署によるお取引の場合は、記名・捺印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

１：壹・壱・弌　２：弐・弍・貳・貳　３：参・參　４：四・泗・肆５：五・伍　６：六・陸　７：七・漆・質　８：八・捌
９：九・玖　10：拾・什　100：百・陌・佰　1,000：千・仟・阡　10,000：万・萬

＜その他＞　金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●約束手形用紙

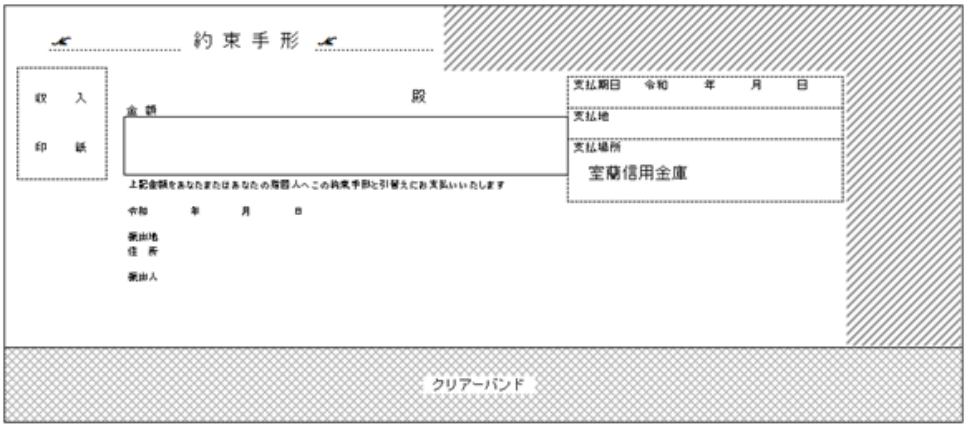

以上

為替手形用法

１．この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。

２．手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。

３．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

４．振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますからできるだけ記入してください。

５．（１）金額は、所定の金額欄に記入してください。

（２）金額をアラビア数字（算用数字１、２、３…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

（３）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

（４）金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

６．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。

７．当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名・捺印には当店へお届けのご印章を使用してください。

８．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）など余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。

９．手形用紙は、大切に保管してください。当店を支払場所とする手形について、万一、紛失・盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。

１０．手形用紙は、当金庫所定の受取証に記名・捺印（お届け印）のうえ請求してください。

１１．自署によるお取引の場合は、記名・捺印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

１：壹・壱・弌　２：弐・弍・貳・貳　３：参・參　４：四・泗・肆　５：五・伍　６：六・陸　７：七・漆・質　８：八・捌
９：九・玖　10：拾・什　100：百・陌・佰　1,000：千・仟・阡　10,000：万・萬

＜その他＞　金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●為替手形用紙

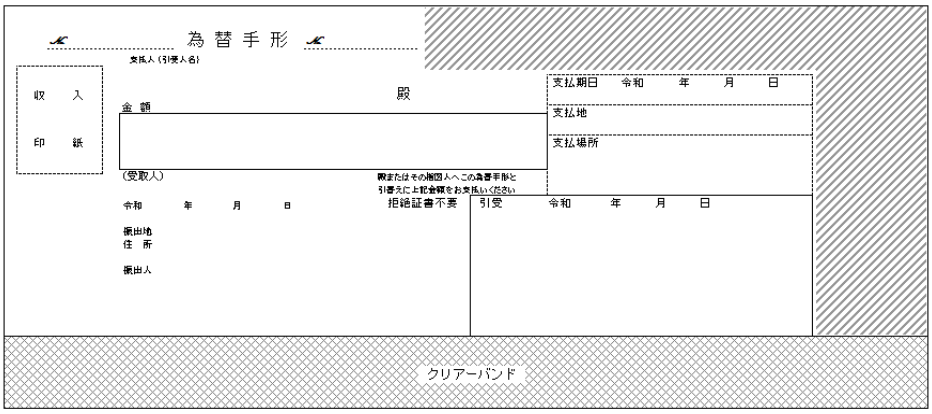

以上

小切手用法

１．この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に限り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。
なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。

３．小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名・捺印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。また、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

４．（１）金額は、所定の金額欄に記入してください。

（２）金額をアラビア数字（算用数字１、２、３…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

（３）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧表のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

（４）金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

５．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、銀行名、ＱＲコード欄に重なることがないようにしてください。

６．小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド下図斜線部分）は使用しないでください。また、記名・捺印や金額の複記がＱＲコード欄に重なることがないようにしてください。

７．小切手用紙は、大切に保管し、万一、紛失・盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。

８．小切手用紙は、当金庫所定の受取証に記名・捺印（お届け印）のうえ請求してください。

９．自署だけによるお取引の場合は、記名・捺印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

１：壹・壱・弌　２：弐・弍・貳・貳　３：参・參　４：四・泗・肆　５：五・伍　６：六・陸　７：七・漆・質　８：八・捌
９：九・玖　10：拾・什　100：百・陌・佰　1,000：千・仟・阡　10,000：万・萬

＜その他＞　金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●小切手用紙

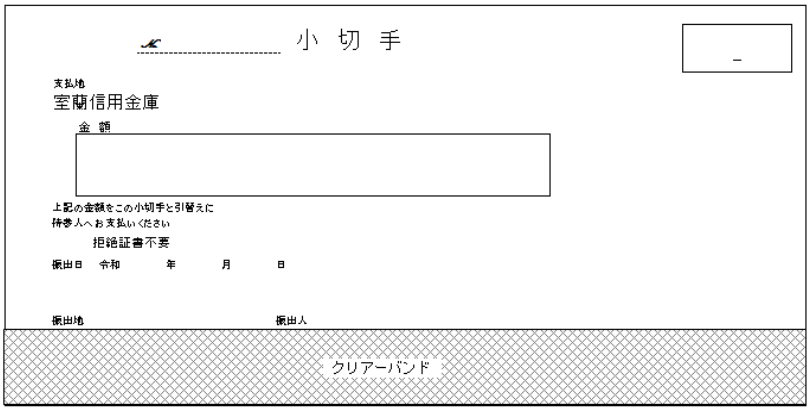

以上

2020.04.01

財産形成預金規定

財産形成積立定期預金

１．（預入れの方法等）

（１）　この預金の預入れは１回１，０００円以上とし、満期日の３か月前まで、年１回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。

（２）　この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を６か月に１回以上通知します。

２．（預金の支払時期）

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

３．（利息）

（１）　この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの期間について、その期間に応じた定期預金利率によって計算します。ただし、契約期間が３年以上の場合には、満期日からさかのぼって２年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が１年以上ある預入金額については、その期間に応じた定期預金利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後の利息計算日）から適用します。

（２）　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。

①　解約の場合　解約日における普通預金の利率

②　書替継続の場合　書替継続後の定期預金の利率

（３）　この預金を４．（１）および基本規定２により解約する場合は、その利息は預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払します。

（４）　この預金の付利単位は１円とします。

４．（預金の解約、書替継続）

（１）　この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約はできません。

（２）　この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して、この財産形成積立定期預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）とともに当店へ提出してください。なお、基本規定２により解約する場合は、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出、または、保証人を求めることがあります。

５．（届出事項の変更、契約の証の再発行等）

（１）　この契約の証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）　この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３）　この契約の証を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する手数料をいただきます。

６．（成年後見人等の届出）

（１）　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出てください。

（２）　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

（３）　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前各項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（４）　前各項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（５）　前各項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

７．（印鑑照合）

お引出票、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

８．（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

９．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１０．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）　この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

（２）　相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとします。ご契約の証は届出印を押印したお引出票とともに直ちに当金庫に提出してください。

②　複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③　前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④　前号②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）　相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）　相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）　相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

財形年金預金

１．（預入れの方法等）

（１）　この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、５年以上の期間にわたって、最終預入日まで年１回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。

（２）　この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。

（３）　この預金の預入れは１口１，０００円以上とします。

（４）　この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年１回以上書面により通知します。

２．（預金の種類、とりまとめ継続方法）

（１）　支払開始日は、最終預入日の６か月後の応当日から５年後の応当日の属する月の翌月末日までの間の任意の日とし、支払開始日の３か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前１年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。

（２）　前条による預金は、１口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が１年未満のときは、１口ごとに年金元金計算日を満期日とする定期預金としてお預りします。

（３）　特定日において、預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が２年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含む）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、１口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

（４）　この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

３．（分割、支払方法）

（１）　この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降５年以上２０年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と定期預金の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。

①　年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額（ただし１００円単位とします。）を元金として、年金元金計算日から３か月ごとの応当日を満期日とする１２口の期日指定定期預金または定期預金（以下これを「定期預金（満期支払日）」という。）を作成します。

②　年金計算基本額から前号により作成された定期預金（満期支払日）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、１口の期日指定定期預金（以下これを「定期預金（継続日）」という。）を作成します。

③　定期預金（満期支払日）は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

（２）　定期預金（継続日）は、満期日に前項に準じて取り扱い、以後同様とします。

この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金（継続日）の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金（継続日）の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金（継続日）の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が１２回以下になる場合には、当該定期預金（継続日）の元利金から定期預金（満期支払日）の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払日）に加算します。

（３）　この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

４．（利息）

（１）　この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの期間に応じ、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算します。

利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

（２）　この預金を５．（１）および基本規定２により解約する場合は、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から

解約日の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算します。

（３）　この預金の付利単位は１円とします。

５．（預金の解約）

（１）　この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約はできません。

（２）　前項（１）により、この預金を前条３による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して、財形年金預金ご契約の証（以下「ご契約の証」といいます。）とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。なお、基本規定２により解約する場合は、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出、または、保証人を求めることがあります。

６．（税金の追徴）

前条によりこの預金を解約する場合は、払出時の利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について５年間にわたり遡及して２０％（国税１５％、地方税５％）の税率により計算した税額を追徴します。ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合を除きます。

７．（退職時等の支払）

最終預入日までに退職等の事由により勤務者でなくなった時は、この預金は、前条２および前条３にかかわらず次により取り扱い、退職等の事由の生じた日の１年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前条と同様の手続きをとってください。

①　期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の１年後の応当日の前日を満期日とします。

②　退職等の事由が生じた日以後、１年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

８．（最終預入日等の変更）

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の１年３か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の１年３か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

９．（届出事項の変更、契約の証の再発行等）

（１）　ご契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）　ご契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたはご契約の証の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３）　このご契約の証を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する手数料をいただきます。

１０．（成年後見人等の届出）

（１）　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出てください。

（２）　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

（３）　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前各項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（４）　前各項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（５）　前各項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１１．（印鑑照合）

お引出票、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱

いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１２．（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

１３．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１４．（契約の証の有効期限）

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合は、ご契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

１５．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）　この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

（２）　相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとします。ご契約の証は届出印を押印したお引出とともに直ちに当金庫に提出してください。

②　複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③　前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④　前号②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）　相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）　相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）　相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

財形住宅預金規定

１．（預入れの方法等）

（１）　この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、５年以上の期間にわたって、年１回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。

（２）　この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。

（３）　この預金の預入れは１口１，０００円以上とします。

（４）　この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金ご契約の証（以下「ご契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を年１回以上書面により通知します。

２．（預金の種類、とりまとめ継続方法）

（１）　前条による預金は、１口の期日指定定期預金としてお預かりします。

（２）　この預金は、口座開設日から１年ごとの応当日を「特定日」とします。特定日において預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が２年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含む）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、１口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

３．（預金の支払方法）

（１）　この預金の元利金全部の支払は、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。

（２）　前項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から１年以内に、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印し、ご契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。

（３）　この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の９０％を限度として１回に限り支払います。

（４）　前項による払出しをする場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印し、この預金のご契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。

　また、この場合には、一部払出し後２年以内かつ住宅取得日から１年以内に、残額の払出しをするものとします。

４．（利息）

（１）　この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの期間に応じ、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算します。

　利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

（２）　この預金を５．（１）および基本規定２により解約する場合は、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算します。

（３）　この預金の付利単位は１円とします。

５．（預金の解約）

（１）　この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約はできません。

（２）　前項（１）により、この預金を前条３の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに当店へ提出してください。なお、基本規定２により解約する場合は、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出、または、保証人を求めることがあります。

６．（税額の追徴）

　この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても５年間（預入開始日から５年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って２０％（国税１５％、地方税５％）により計算した税額を追徴します。

　　①　前条３によらない払出しがあった場合。

② 前条３による一部払出後２年以内に残額を払出さなかった場合。

③ 前条３による一部払出後２年以内で住宅取得日から１年を経過して残額の払出しがあった場合。ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

７．（差引計算等）

（１） 前条６．②の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。

① 前条６．②の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当店に支払ってください。

（２） 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

８．（転職時等の取扱）

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から６か月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

９．（非課税扱いの適用除外）

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

① 前条１．(1)ならびに(2)による以外の預入があった場合。

② 定期預入が２年以上されなかった場合。

③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。

１０．（預入金額の変更）

預入金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。

１１．（届出事項の変更、契約の証の再発行）

（１） ご契約の証や印章を失ったとき、また印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２） ご契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたはご契約の証の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３） このご契約の証を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する手数料をいただきます。

１２．（成年後見人等の届出）

（１） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出てください。

（２） 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

（３） すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前各項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（４） 前各項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（５） 前各項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１３．（印鑑照合）

お引出票、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１４．（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

１５．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１６．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）　この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

（２）　相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとします。ご契約の証は届出印を押印したお引出票とともに直ちに当金庫に提出してください。

②　複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③　前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④　前号②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）　相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）　相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）　相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上

盗難「契約の証」による財形預金の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約

１．（特約の適用範囲等）

（１）　この特約は、財形預金について適用されます。

（２）　この特約は、以下の取扱いを定めるものです。

①　盗取された財形契約の証を用いて預金等の不正な払戻しが当金庫の本・支店・出張所の窓口で行なわれた場合における取扱い。

②　本人確認（預金等の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱い。

（３）　この特約は、各種財形預金規定の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

２．（盗取された契約の証を用いて行われた解約または書替継続による払戻し等）

（１）　盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し（以下「当該払戻し」といいます。）については、次の各号の全てに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息）に相当する金額の補てんを請求することができます。

①　契約の証の盗難に気づいてから速やかに、当金庫への通知が行われていること。

②　当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。

③　当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

（２）　前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の３０日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

（３）　前項(2)の規定は、前項(1)にかかる当金庫への通知が、この契約の証が盗取された日（契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。）から２年を経過する日後に行なわれた場合には、適用されないものとします。

（４）　前項(2)の規定にかかわらず、次の何れかに該当することを当金庫が証明した場合には、金庫は補てんしません。

①　当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次の何れかに該当すること。

Ａ　当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと。

Ｂ　預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。

Ｃ　預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。

②　契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。

（５）　当金庫が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前項(1)に基づく補てんの請求に応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

（６）　当金庫が前項(2)の規定に基づき補てんを行なった場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻し請求権は消滅します。

（７）　当金庫が前項(2)の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

３．（預金等の払戻しにおける本人確認）

預金等の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続きに加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以上

2023.03.6

むろしんキャッシュカード取引規定

第１条（カードの利用）

普通預金（総合口座の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード、貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

第１項　当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金、貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合

第２項　当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻をする場合

第３項　当金庫の預金機を使用して預金を払戻し、同時にその払戻金を当座預金、普通預金（払戻口座を除きます。）、貯蓄預金、通帳式定期預金、定期積金に通帳を使用して預入れる（以下この取扱いを「振替入金」といいます。）場合

第４項　当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合

第５項　その他当金庫所定の取引をする場合

第２条（預金機による預金の預入れ）

第１項　預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード（または通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。

第２項　預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫、または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、１回あたりの預入れは、当金庫、または預入提携先先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第３条（支払機でのカードによる預金の払戻し）

第１項　支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第２項　支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先先所定の金額単位とし、１回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、１日あたりの払戻しについても当金庫所定金額の範囲内とします。

第３項　前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機の１日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

第４項　支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第７条第２項に規定する自動機利用手数料金額および同条第３項に規定する払戻回数超過手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

第４条（支払機での通帳による預金の払戻し）

第１項　当金庫のカードご使用の口座に限り、支払機を使用して通帳により預金の払戻しをすることができます。（但し、金庫所定の方法により通帳による払戻を行わない旨申し出のあった場合はこの限りではありません。）
なお、提携先の支払機ではこのお取り扱いはできません。

第２項　通帳により預金を払戻すときは、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機に通帳を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
なお、第３条第２項、第３項は本取引にも適用します。

第３項　通帳の記帳行が満行になった通帳では、本取引による預金の払戻しはできません。この場合は、窓口に申し出て新しい通帳の交付を受けた後、前項の操作をしてください。

第５条（預金機・支払機・振込機による振替入金）

第１項　当金庫の預金機、支払機または振込機（以下これらを「預金機等」といいます。）を使用して振替入金をする場合には、預金機等の画面表示等の操作手順に従って、預金機等に払戻しをする預金口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および振替入金口座の入金票の提出は必要ありません。

第２項　預金機等による１回あたりおよび１日あたりの振替入金金額は、当金庫の定めた範囲内とします。

第３項　預金機等の案内手順に従って操作し、振替入金金額の確認操作を行った後は、預金機等でのこの振替入金の取消しはできません。取消しを必要とする場合は、振替入金口座名義人の承諾が必要となります。詳細は振替入金の操作を行った預金機等設置店の窓口にご照会ください。

第６条（振込機による振込）

第１項　振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第２項　前項の振込依頼をする場合における１回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、１日あたりの振込についても当金庫所定の金額の範囲内とします。

第３項　前項にかかわらず、第１項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による１日あたりの払戻金額について当金庫が本人から当金庫所定の方法により第３条３項により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

第７条（自動機利用手数料等）

第１項　預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預金提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。

第２項　支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

第３項　支払機または振込機を使用して貯蓄預金Ｉ型の払戻しをする場合（第８条第２項により当金庫本支店の窓口でカードにより貯蓄預金Ｉ型の払戻しをする場合を含みます。）、当該貯蓄預金Ｉ型の払戻し（通帳および払戻請求書の提出による払戻しを含みます。）が毎月１日から月末日までの１か月間に５回を超えるときは、その回数を超えるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金規定に定める払戻回数超過手数料をいただきます。

第４項　自動機利用手数料または払戻回数超過手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。

第５項　振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引き落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

第８条（預金機・支払機・振込機故障時の取扱い）

第１項　停電、故障等により預金機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。

第２項　停電、故障等により支払機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取り扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。

第３項　前記第１項、第２項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。

第４項　停電、故障等により振込機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前２項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第９条（カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額または払戻回数超過手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額、払戻回数超過手数料金額および振込手数料金額を通帳に記入します。

第１０条（カード・暗証番号の管理等）

第１項　当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。

第２項　カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。新規発行時、再発行時には生年月日、電話番号の組み合わせ、連続した番号（１　２　３　４等）、４桁の同じ数字等の他人に推測されやすい番号は暗証番号に使用できません。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この通知の前に生じた損害については、本規定第１１条、第１２条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第３項　振替および振込については、本規定第１１条、第１２条に定める場合を除き、当金庫所定の操作により取引を完了したときは、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第４項　カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

第１１条（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

第１２条（盗難カードによる払戻し等）

第１項　本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

①　カードの盗難に気づいてから速やかに、当金庫への通知が行われていること

②　当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③　当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

第２項　前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の３０日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

第３項　前２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

第４項　第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いませ

ん。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第１３条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合、直ちに本人から当金庫所定の方法により届け出てください。この届出の前に生じた損害については、本規定第１１条、第１２条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

また、氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第１４条（カードの再発行等）

第１項　カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。

第２項　カードを再発行する場合には、当金庫所定の方法により表示する手数料をいただきます。

第１５条（預金機・支払機・振込機への誤入力等）

第１項　預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機または支払提携先の支払機および振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

第２項　カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫の窓口で預金の預入れまたは払戻しをした場合の提携金庫の責任についても同様とします。

第１６条（解約、カードの利用停止等）

第１項　預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当金庫普通預金規定、決済用普通預金規定、総合口座取引規定、および貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

第２項　カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。

この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

第３項　次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第１７条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

第１７条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第１８条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、決済用普通預金規定、総合口座取引規定、および貯蓄預金規定により取り扱います。

偽造・変造・盗難カードによる払い出しにおける**【重大な過失または過失となりうる場合】**については次のとおりです。
なお、偽造・変造・盗難以外の詐取・横領等によるカード被害は第１１条、第１２条の対象となりません。

お客様の**重大な過失**となりうる場合

(1)　他人に暗証番号を知らせた場合

(2)　暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合

(3)　他人にキャッシュカードを渡した場合

(4)　その他(1)～(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

（注）上記(1)および(3)につきましては、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

お客様の**過失**となりうる場合

(1)　次の①または②に該当する場合

①　当金庫から生年月日等の推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測される書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合

②　暗証番号を容易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2)　(1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

①　暗証番号の管理

ア　当金庫から生年月日等の推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合

イ　暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

②　キャッシュカードの管理

ア　キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合

イ　酩てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

(3)　その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上

2023.07.01

デビットカード取引規定

第１章　デビットカード取引

１．（適用範囲）

次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当金庫がカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）、貯蓄預金について発行したキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

①日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。

但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。

②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。

③規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

２．（利用方法等）

⑴カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

⑵端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。

⑶次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

②１回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

③購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合

⑷次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。

①１日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当金庫が定めた範囲を超える場合

②当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

③カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

⑸当金庫がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

３．（デビットカード取引契約等）

⑴ 前条第１項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。

⑵ 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

①当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図に基づいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。

②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債

権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

⑶ 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

４．（預金の復元等）

⑴デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。

⑵前項にかかわらず、デビットカード取引を行なった加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当金庫に取消しの電文を送信し、当金庫が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当金庫は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。

⑶第１項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。

⑷デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第１項から前項に準じて取扱うものとします。

５．（読替規定）

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第９条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第１０条第１項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第１５条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第２章　キャッシュアウト取引　　（平成30年４月２日より適用）

１．（適用範囲）

次の各号のうちのいずれかの者（以下「ＣＯ加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下「ＣＯデビット取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

①機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構にＣＯ直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のＣＯ直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「ＣＯ直接加盟店」といいます。）であって、当該ＣＯ加盟店におけるＣＯデビット取引を当金庫が承諾したもの

②規約を承認のうえ、ＣＯ直接加盟店と規約所定のＣＯ間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該ＣＯ加盟店におけるＣＯデビット取引を当金庫が承諾したもの

③規約を承認のうえ機構にＣＯ任意組合として登録され加盟店銀行とＣＯ直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該ＣＯ加盟店におけるＣＯデビット取引を当金庫が承諾したもの

２．（利用方法等）

（１）カードをＣＯデビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはＣＯ加盟店にカードを引き渡したうえＣＯ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（ＣＯ加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

（２）次の場合には、ＣＯデビット取引を行うことはできません。

①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

②１回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

（3）次の場合には、カードをCOデビット取引に利用することはできません。

①当金庫所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

②１日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含みます。)が、当金庫が定めた範囲を超える場合

③カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合

④そのCO加盟店においてCOデビット取引に用いることを当金庫が認めていないカードの提示を受けた場合

⑤COデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合

（4）購入する商品または提供を受ける役務等が、CO加盟店がCOデビット取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、COデビット取引を行うことはできません。

（5）CO加盟店においてCO加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。

（6）当金庫がCOデビット取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、COデビット取引を行うことはできません。

（7）CO加盟店によって、COデビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

３．（COデビット取引契約等）

（1）前条第１項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「COデビット取引契約」といいます。）が成立するものとします。

（2）前項によりCOデビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。

①当金庫に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図に基づいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。

②CO加盟店銀行、CO直接加盟店またはCO任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」といいます。）に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。

（3）前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してCO加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他対価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

４．（預金の復元等）

（1）COデビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、COデビット契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてCOデビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、CO加盟店以外の第三者（CO加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。

（2）前項にかかわらず、COデビット取引を行ったCO加盟店にカードおよびCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をCO加盟店経由で請求し、CO加盟店がこれを受けて端末機から当金庫に取消しの電文を送信し、当金庫が当該電文をCOデビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当金庫は引落された預金の復元をします。CO加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、COデビット取引契約の解消は、１回のCOデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるCOデビット取引契約を解消することもできません）。

（3）第１項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。

（4）第２項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびCOデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で精算をしてください。

（5）COデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためCOデビット取引契約が成立した場合についても、第１項から前項に準じて取扱うものとします。

５．（COデビット取引に係る情報の提供）

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な取引等の事故等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

６．（カード規定の読替）

カードをCOデビット取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第９条中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「COデビット取引をした場合」と、同規定第１０条第１項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第１５条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第３章　公金納付（2023年７月１日より適用）

１．（適用範囲）

利用者が、次の各号のうちいずれかの者（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いを行うために、カードを提示した場合は、第１号においては規約所定の加盟機関銀行が、第２号においては規約所定の決済代行機関が当該公的債務を支払うものとします。この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額（第２号においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額）を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

(1) 規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

(2) 規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードを、間接加盟機関で利用することができない場合があります。

２．（準用規定等）

（1）カードをデビットカード取引に利用することについては、第１章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「直接加盟店」を「決済代行機関」と、「加盟店銀行」を「加盟機関銀行」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。

（2）前項にかかわらず、第１章第２条第３項第３号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。

（3）前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

以上

2020.04.01

【デビットカード取引規定　特則】

キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する特則

第１条　適用範囲

1. 本規定は、当金庫（以下、「キャッシュレス決済事業者」といいます。）の「デビットカード取引規定」（以下「取引規定」といいます。）に定義される「デビットカード取引」（以下「デビットカード取引」といいます。）を行う利用者（以下「利用者」といいます。）に対して、取引規定の特則として、キャッシュレス決済事業者が提供する消費者還元（次条に定義します。）について適用されるものとします。
2. 利用者が、キャッシュレス決済事業者との間で消費者還元（次条に定義します。）の対象となるデビットカード取引を行った場合には、当該利用者は本規定に同意したものとみなされます
3. 取引規定において定義された用語は、本規定に別段の定めのない限り、本規定においても同様の意味に用いられるものとします。

第２条　消費者還元の定義

本規定において「消費者還元」とは、平成31年度政府予算に基づき施行された「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「還元事業」といいます。）に基づき、キャッシュレス決済事業者が、還元事業における間接補助事業者として、利用者がデビットカード取引を用いて加盟店（還元事業の対象となるものに限ります。以下同じとします。）で売買取引債務の支払いを行った場合に、当該支払金額に、経済産業省から採択された還元事業の執行団体（以下「補助金事務局」といいます。）が定める還元料率（以下「還元料率」という。）を乗じた金額に相当するポイント（1ポイント1円で換算するものとします。以下同じとします。）を付与することにより利用者に提供される還元をいいます。ただし、一つの登録預金口座に対して付与されるポイントの総数は、キャッシュレス決済事業者が公表する金額相当を上限とします。

第３条　消費者還元の方法

1. 利用者が行ったデビットカード取引が還元事業に基づく消費者還元の対象となる取引に該当する場合には、キャッシュレス決済事業者は、次項以下に定める方法により、消費者還元を実施するものとします。
2. キャッシュレス決済事業者は、デビットカード取引による売買取引債務の支払金額に還元料率を乗じた金額に相当するポイントを利用者に付与するものとし、当該消費者還元の対象となったデビットカード取引の利用金額をキャッシュレス決済事業者における利用者の口座から引き落とす際に、当該利用金額と当該ポイント相当額とを対当額にて相殺するものとします。
3. 前項にかかわらず、利用者は、消費者還元の対象となったデビットカード取引の利用金額が前項に定めるポイントの付与に先立って利用者の口座から引き落とされる結果、当該ポイント相当額について超過引落しが生じることがあることにあらかじめ同意するものとします。
4. 前項の超過引落しが生じた場合、キャッシュレス決済事業者は、当該超過引落しに係る金額を、当該引落しが行われた日の属する月の末日から2か月以内に、利用者の口座に振り込む方法により利用者に返金するものとします。ただし、当該返金については利息を付さないものとします。
5. キャッシュレス決済事業者は、還元事業の対象となるデビットカード取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった場合には、当該取引に係るポイントの付与を取り消すものとし、前二項に基づく返金を行わないものとします。前二項に基づく返金が既に行われている場合には、キャッシュレス決済事業者は、利用者に対して、取り消されたポイントに相当する金額の返還を求めることができ、利用者の預金口座から当該ポイントに相当する金額を引き落とすことにより、当該返還に充てることができるものとします。
6. キャッシュレス決済事業者は、利用者に付与されたポイントの残高および明細について、利用者からの照会に応じる義務を負わないものとします。

第４条　不当な取引

1. 利用者は、キャッシュレス決済事業者が提供する消費者還元について、以下に掲げる取引（以下「不当な取引」といいます。）を行ってはならず、不当な取引の可能性を認識した場合は直ちにその旨をキャッシュレス決済事業者に通知するものとします。利用者が不当な取引を行おうとした場合、キャッシュレス決済事業者は消費者還元の提供を拒むことができるものとします。

(1)　他人のデビットカードを用いてデビットカード取引を行った結果として、自己または他者が消費者還元に基づく利益を得ること

(2)　架空の売買等、客観的事情に照らして取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として消費者還元に基づく利益を得、または他者に得させること

(3)　商品または権利の売買もしくは役務の授受を目的とせず、消費者還元を受けることのみを目的として、デビットカード取引を行い、消費者還元に基づく利益を得、または他者に得させること

(4)　還元事業の対象でない取引を対象であるかのように取扱い、消費者還元に基づく利益を得、または他者に得させること

(5)　還元事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは還元事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、消費者還元に基づく利益を得、または他者に得させること

(6)　還元事業の対象でない加盟店が、還元事業の対象である加盟店であると装っていることを知りながら、利用者が消費者還元に基づく利益を得、または還元事業に定める加盟店手数料補助に基づく利益を得させること

(7)　その他還元事業を悪用していると補助金事務局が判断する取引

2.　キャッシュレス決済事業者は、利用者が不当な取引を行ったと判断した場合、当該利用者に対し、不当な取引に係る消費者還元に相当する金額（以下「不正還元金額」といいます。）をキャッシュレス決済事業者が指定する方法により直ちに返還するよう請求することができるものとし、利用者はこれに従うものとします。

3.　キャッシュレス決済事業者は、利用者がキャッシュレス決済事業者に有する預金口座から不正還元金額を引き落し、当該引落しに係る金額を不正還元金額の返還に充てることができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

第5条　停止・解約等

1.　キャッシュレス決済事業者は、利用者が不当な取引を行った場合には、当該利用者による以後のデビットカード取引および消費者還元の利用を停止し、デビットカード取引に係る一切の契約（キャッシュレス決済事業者との預金契約を含みます。）を直ちに解約することができるものとします。

2.　利用者が不当な取引を行ったことにより、キャッシュレス決済事業者または補助金事務局その他第三者に損失が生じた場合には、利用者は、当該損失額に相当する金額を賠償するものとします。なお、当該損失額に相当する金額の賠償については、前条第3項の規定を準用するものとします。

第6条　情報連携

キャッシュレス決済事業者は、利用者が不当な取引を行った場合には、当該利用者の氏名、生年月日、電話番号、住所、決済手段に付与された番号または記号、口座情報、不当な取引を行った事実その他の利用者を特定するために必要な情報を他のキャッシュレス決済事業者、加盟店信用金庫、直接加盟店、加盟店、機構および補助金事務局ならびにそれらの委託先に共有することができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

第7条（調査等への協力）

利用者が行ったデビットカード取引に関し、キャッシュレス決済事業者、加盟店信用金庫、直接加盟店、加盟店、機構もしくは補助金事務局またはそれらの委託先が、不当な取引の検知のために調査等を実施する場合には、利用者は、調査等を実施する者からの求めに応じて、当該調査等に協力するものとします。

以上

2022.06.01

総合口座取引規定

１．（総合口座取引）

（１）次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

① 普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金「決済用普通預金」を含みます。以下同じ。）

② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）

③ 前②の定期預金を担保とする当座貸越

（２）普通預金については、単独で利用することができます。

（３）前項（１）①から②までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取り扱います。

２．（取扱店の範囲）

（１）普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

（２）期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口１，０００円以上（ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは一口１，０００万円以上とし、解約または書替継続は当店のみで取り扱います。

３．（定期預金の自動継続）

（１）定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

（２）継続された預金についても前項と同様とします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申し出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申し出てください。

４．（預金の払戻し等）

（１）普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当金庫の自動機で普通預金を通帳により払戻すときは届出の暗証番号にてご本人の確認を行います。

（２）普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。

（３）普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

５．（預金利息の支払い）

（１）普通預金（但し、利息を付さない旨の約定のある普通預金「決済用普通預金」を除きます。）の利息は、毎年３月と９月の当金庫所定の日に、当該普通預金に組入れます。

（２）定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

６．（当座貸越）

（１）普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。

（２）前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の９０％（１，０００円未満は切捨てます。）または３００万円のうちいずれか少ない金額とします。

（３）前項（１）による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場

合には、後記８．（１）①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

７．（貸越金の担保）

（１）この取引に定期預金があるときは、（２）の順序に従い、その合計額について３３４万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

（２）この取引に定期預金があるときは、後記８．（１）①の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

（３）① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前６．（２）により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 前号の場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。

８．（貸越金利息等）

（１）① 貸越金の利息は、付利単位を１円とし、毎年３月と９月の当金庫所定の日に、１年を３６５日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A．期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合、その期日指定定期預金ごとにその「２年以上」の利率に年０．５％を加えた利率

B．自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合、その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に０．５％を加えた利率

C．自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年０．５％を加えた利率

D．変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合、その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年０．５％を加えた利率

② 前号の組入れにより極度額を超える場合には、当金庫からの請求があり次第、直ちに極度額を超える金額を支払ってください。

③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、前①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

（２）貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

（３）当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年１８．００％（年３６５日の日割計算）とします。

９．（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（１）通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３）届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

（４）この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する手数料をいただきます。

１０．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な

事項を届け出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前各項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（４）前各項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（５）前各項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１１．（印鑑照合等）

この取引においてお引出票、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１２．（即時支払）

（１）次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

① 支払の停止または破産、再生手続開始の申立があったとき

② 相続の開始があったとき

③ 前８．（１）②により極度額を超えたまま６か月を経過したとき

④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

（２）次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求があり次第、それらを支払ってください。

① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

１３．（解約等）

（１）普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。

（２）前１２．各項、または共通規定２の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

（３）前項に基づく解約をした場合に、１４に定める差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出、または、保証人を求めることがあります。

１４．（差引計算等）

（１）この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取り扱うことができるものとします。

① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

（２）前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

１５．（譲渡、質入れの禁止）

（１）普通預金、定期預金その他のこの取引に係る一切の権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

１６．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が前７．（１）により貸越金の担保となっている場合にも同様の取り扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印したお引出票とともに直ちに当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額を超えることとなるときは、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。

③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 前②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）前項（１）により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）前項（１）により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）前項（１）により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１７．（未利用口座管理手数料）

（１）2022 年 6 月 1 日以降、最後の預け入れまたは払い戻しから 2 年以上、一度もお取引（決算利息の組み入れおよび未利用口座管理手数料引落しを除く）をされていない普通預金口座は、未利用口座となります。ただし、同一お取引店で他のお取引がある場合（定期性預金、融資取引、投信信託、国債等）、または、口座名義人が 18 歳未満の場合は未利用口座対象外となります。

（２）預金口座が未利用口座となり、残高が 10,000 円未満の場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送致します。発送から 3 か月経過後もご利用がないときは当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。

（３）当金庫はこの預金口座から預金払戻請求書等によらずに、当金庫所定の方法により未利用口座管理手数料を引落します。また、引落後の未利用口座管理手数料の返却はしません。

（４）この預金口座の残高が未利用口座管理手数料金額に満たない場合、当金庫は預金口座残高をもって未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなくこの預金口座を解約できるものとします。

（５）解約後の口座の再利用はできません。

（６）盗難・紛失等により利用が停止された口座も対象となります。

以上

2020.04.01

定期預金共通規定

１．（証券類の受入れ）

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書のときは証書と引換えに、通帳のときは当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

２．（預金の解約、書替継続）

（１）この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約はできません。

（２）この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。

（３）共通規定２により解約する場合には、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出、または、保証人を求めることがあります。

（４）期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。

３．（届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等）

（１）証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書（通帳）の再発行は、当店所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。

（３）証書（通帳）を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する手数料をいただきます。

４．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前各項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（４）前各項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

（５）前各項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

５．（印鑑照合）

お引出票、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

６．（譲渡、質入れ等の禁止）

（１）この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

７．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

８．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金（期日指定定期預金については、同規定２．（１）および（２）にかかわらず、自動継続期日指定定期預金については、同規定３．（１）および（２）にかかわらず）は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印したお引出票とともに直ちに当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 前②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）前項（１）により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）前項（１）により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）前項（１）により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

９．（期限前解約利息の特例）

前２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合に適用する利率については、解約日当日の普通預金利率がこれを上回る場合、前掲各定期預金規定に定められた利率にかかわらず、当該普通預金利率を適用するものとします。

以上

2020.04.01

期日指定定期預金規定

〈非自動継続型〉

１．（預入れの最低金額）

期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは１，０００円以上とします。通帳をお持ちの方は預入れの際必ず通帳を持参してください。

２．（預金の支払い時期等）

（１）この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

（２）満期日は、この証書（通帳）の全部または一部について預入日の１年後の応当日（通帳記載の据置期間満了日）から証書（通帳）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

（３）満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

（４）指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①　１年以上２年未満……証書（通帳）記載の「２年未満」の利率

②　２年以上……証書（通帳）記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を定期預金共通規定２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①　６か月未満……解約日における普通預金の利率

②　６か月以上１年未満……２年以上利率×４０％

③　１年以上１年６か月未満……２年以上利率×５０％

④　１年６か月以上２年未満……２年以上利率×６０％

⑤　２年以上２年６か月未満……２年以上利率×７０％

⑥　２年６か月以上３年未満……２年以上利率×９０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割りで計算します。

以上

2020.04.01

自動継続期日指定定期預金規定

〈自動継続型〉

１．（預入れの最低金額）

自動継続期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは一口１，０００円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

２．（自動継続）

（１）この預金は、証書（通帳）記載の最長預入期限に自動的期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただしこの預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申し出てください。

３．（預金の支払時期等）

（１）この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書（通帳）記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の１年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申し出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

（２）指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

（３）継続停止の申し出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取り扱いをします。

４．（利息）

（１）この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算します。

① １年以上２年未満……証書（通帳）記載の「２年未満」の利率

② ２年以上……証書（通帳）記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

（２）継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

（３）継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。

（４）指定された満期日から１か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後のこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（５）この預金を定期預金共通規定２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① ６か月未満……解約日における普通預金の利率

② ６か月以上１年未満……２年以上利率×４０％

③ １年以上１年６か月未満……２年以上利率×５０％

④　１年６か月以上２年未満……２年以上利率×６０％

⑤　２年以上２年６か月未満……２年以上利率×７０％

⑥　２年６か月以上３年未満……２年以上利率×９０％

（６）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以上

2020.04.01

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

〈非自動継続型〉

１．（預金の支払時期等）

（１）自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型２年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

Ａ．現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

Ｂ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

Ｃ．定期預金とする場合には、当金庫が定めた基準により、中間利払日にその自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間１年のこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

② 預入日の３年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は前①にかかわらず約定日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を定期預金共通規定２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の３年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については６か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ　６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ　６か月以上１年未満……約定利率×３０％

Ｃ　１年以上１年６か月未満……約定利率×４０％

Ｄ　１年６か月以上２年未満……約定利率×４０％

Ｅ　２年以上２年６か月未満……約定利率×６０％

Ｆ　２年６か月以上３年未満……約定利率×６０％

②　預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期としたこの預金の場合

Ａ　６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ　６か月以上１年未満……約定利率×２０％

Ｃ　１年以上１年６か月未満……約定利率×２０％

Ｄ　１年６か月以上２年未満……約定利率×２０％

Ｅ　２年以上２年６か月未満……約定利率×４０％

Ｆ　２年６か月以上３年未満……約定利率×４０％

Ｇ　３年以上４年未満……約定利率×６０％

③　預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ　６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ　６か月以上１年未満……約定利率×１０％

Ｃ　１年以上１年６か月未満……約定利率×２０％

Ｄ　１年６か月以上２年未満……約定利率×２０％

Ｅ　２年以上２年６か月未満……約定利率×３０％

Ｆ　２年６か月以上３年未満……約定利率×３０％

Ｇ　３年以上３年６か月未満……約定利率×４０％

Ｈ　３年６か月以上４年未満……約定利率×４０％

Ｉ　４年以上５年未満……約定利率×６０％

④　預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

Ａ　６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ　６か月以上１年未満……約定利率×１０％

Ｃ　１年以上１年６か月未満……約定利率×１０％

Ｄ　１年６か月以上２年未満……約定利率×１０％

Ｅ　２年以上２年６か月未満……約定利率×２０％

Ｆ　２年６か月以上３年未満……約定利率×２０％

Ｇ　３年以上３年６か月未満……約定利率×４０％

Ｈ　３年６か月以上４年未満……約定利率×４０％

Ｉ　４年以上５年未満……約定利率×５０％

（４）　この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

３．（中間利息定期預金）

（１）中間利息定期預金の利息については、前２の規定を準用します。

（２）中間利息定期預金については、原則として証書（通帳）に記載しないこととし、次により取り扱います。

①　中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②　中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

以上

2020.04.01

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

〈自動継続型〉

１．（自動継続）

（１）自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下２．（１）および（２）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前１．（２）の利率。 以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型２年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

② 預入日の３年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前①にかかわらず約定日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、満期日に支払います。

③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

（２）この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の３年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自動継続自由金利型２年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取り扱います。

Ａ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

Ｂ．中間払利息を定額預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型２年定期預金（M型）に継続します。

③ 預入日の２年後の応当日の翌日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④　利息を指定口座へ入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

（３）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（４）この預金を定期預金共通規定２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の３年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については６か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

①　預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ　６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ　６か月以上１年未満……約定利率×３０％

Ｃ　１年以上１年６か月未満……約定利率×４０％

Ｄ　１年６か月以上２年未満……約定利率×４０％

Ｅ　２年以上２年６か月未満……約定利率×６０％

Ｆ　２年６か月以上３年未満……約定利率×６０％

②　預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ　６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ　６か月以上１年未満……約定利率×２０％

Ｃ　１年以上１年６か月未満……約定利率×２０％

Ｄ　１年６か月以上２年未満……約定利率×２０％

Ｅ　２年以上２年６か月未満……約定利率×４０％

Ｆ　２年６か月以上３年未満……約定利率×４０％

Ｇ　３年以上４年未満……約定利率×６０％

③　預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ　６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ　６か月以上１年未満……約定利率×１０％

Ｃ　１年以上１年６か月未満……約定利率×２０％

Ｄ　１年６か月以上２年未満……約定利率×２０％

Ｅ　２年以上２年６か月未満……約定利率×３０％

Ｆ　２年６か月以上３年未満……約定利率×３０％

Ｇ　３年以上３年６か月未満……約定利率×４０％

Ｈ　３年６か月以上４年未満……約定利率×４０％

Ｉ　４年以上５年未満……約定利率×６０％

④　預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

Ａ　６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ　６か月以上１年未満……約定利率×１０％

Ｃ　１年以上１年６か月未満……約定利率×１０％

Ｄ　１年６か月以上２年未満……約定利率×１０％

Ｅ　２年以上２年６か月未満……約定利率×２０％

Ｆ　２年６か月以上３年未満……約定利率×２０％

Ｇ　３年以上３年６か月未満……約定利率×４０％

Ｈ　３年６か月以上４年未満……約定利率×４０％

Ｉ　４年以上５年未満……約定利率×５０％

（５）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

３．（中間利息定期預金）

（１）中間利息定期預金の利息については、前２の規定を準用します。

（２）中間利息定期預金については、原則として証書（通帳）に記載しないこととし、次により取り扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

以上

2020.04.01

自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

〈非自動継続型〉

１．（預金の支払時期等）

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

Ａ．現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

Ｂ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を定期預金共通規定２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

① 預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には、次のＡおよびＢ（ＡおよびＢの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうちいずれか低い利率。

Ａ ① 預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ ６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ ６か月以上１年未満……約定利率×３０％

Ｃ １年以上１年６か月未満……約定利率×４０％

Ｄ １年６か月以上２年未満……約定利率×４０％

Ｅ ２年以上２年６か月未満……約定利率×６０％

Ｆ ２年６か月以上３年未満……約定利率×６０％

② 預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ ６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ ６か月以上１年未満……約定利率×２０％

Ｃ １年以上１年６か月未満……約定利率×２０％

Ｄ １年６か月以上２年未満……約定利率×２０％

Ｅ ２年以上２年６か月未満……約定利率×４０％

Ｆ ２年６か月以上３年未満……約定利率×４０％

Ｇ　３年以上４年未満……約定利率×６０％

③　預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ　６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ　６か月以上１年未満……約定利率×１０％

Ｃ　１年以上１年６か月未満……約定利率×２０％

Ｄ　１年６か月以上２年未満……約定利率×２０％

Ｅ　２年以上２年６か月未満……約定利率×３０％

Ｆ　２年６か月以上３年未満……約定利率×３０％

Ｇ　３年以上３年６か月未満……約定利率×４０％

Ｈ　３年６か月以上４年未満……約定利率×４０％

Ｉ　４年以上５年未満……約定利率×６０％

④　預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

Ａ　６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ　６か月以上１年未満……約定利率×１０％

Ｃ　１年以上１年６か月未満……約定利率×１０％

Ｄ　１年６か月以上２年未満……約定利率×１０％

Ｅ　２年以上２年６か月未満……約定利率×２０％

Ｆ　２年６か月以上３年未満……約定利率×２０％

Ｇ　３年以上３年６か月未満……約定利率×４０％

Ｈ　３年６か月以上４年未満……約定利率×４０％

Ｉ　４年以上５年未満……約定利率×５０％

（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）

Ｂ　約定利率－　　預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定利率をいいます。

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以上

2020.04.01

自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

〈自動継続型〉

１．（自動継続）

（１）自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率についての別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下２．（１）および（２）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前１．（２）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

（２）この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

（３）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（４）この預金を定期預金共通規定２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

① 預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には次のＡおよびＢ（ＡおよびＢの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、いずれか低い利率。

A　①　預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満……解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満……約定利率×３０％

C　１年以上１年６か月未満……約定利率×４０％

D　１年６か月以上２年未満……約定利率×４０％

E　２年以上２年６か月未満……約定利率×６０％

F　２年６か月以上３年未満……約定利率×６０％

②　預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満……解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満……約定利率×２０％

C　１年以上１年６か月未満……約定利率×２０％

D　１年６か月以上２年未満……約定利率×２０％

E　２年以上２年６か月未満……約定利率×４０％

F　２年６か月以上３年未満……約定利率×４０％

G　３年以上４年未満……約定利率×６０％

③　預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満……解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満……約定利率×１０％

C　１年以上１年６か月未満……約定利率×２０％

D　１年６か月以上２年未満……約定利率×２０％

E　２年以上２年６か月未満……約定利率×３０％

F　２年６か月以上３年未満……約定利率×３０％

G　３年以上３年６か月未満……約定利率×４０％

H　３年６か月以上４年未満……約定利率×４０％

I　４年以上５年未満……約定利率×６０％

④　預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満……解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満……約定利率×１０％

C　１年以上１年６か月未満……約定利率×１０％

D　１年６か月以上２年未満……約定利率×１０％

E　２年以上２年６か月未満……約定利率×２０％

F　２年６か月以上３年未満……約定利率×２０％

G　３年以上３年６か月未満……約定利率×４０％

H　３年６か月以上４年未満……約定利率×４０％

I　４年以上５年未満……約定利率×５０％

B　約定利率－　（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）　預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

（５）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以上

2020.04.01

変動金利定期預金規定

〈非自動継続〉

１．（預金の支払時期等）

変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（前記２により利率を変更したときは、変更後の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および証書（通帳）記載の利率（前記２により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前①、②にかかわらず預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を定期預金共通規定２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。

Ａ．預入日の１年後の応当日から預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

（Ａ）　６か月未満……解約日における普通預金の利率

（Ｂ）　６か月以上１年未満……約定利率×３０％

（C）　１年以上１年６か月未満……約定利率×４０％

（D）　１年６か月以上２年未満……約定利率×４０％

B．預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

（A）　６か月未満……解約日における普通預金の利率

（B）　６か月以上１年未満……約定利率×２０％

（C）　１年以上１年６か月未満……約定利率×２０％

（D）　１年６か月以上２年未満……約定利率×２０％

（E）　２年以上２年６か月未満……約定利率×４０％

（F）　２年６か月以上３年未満……約定利率×４０％

なお、この預金を複利型とした場合には、６か月複利の方法で計算します。

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以上

2020.04.01

自動継続変動金利定期預金規定

〈自動継続型〉

１．（自動継続）

（１）自動継続変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。２．および３．（１）において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその６か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

３．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（前２により利率を変更したときは、変更後の利率に７０％を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および証書（通帳）記載の利率（前２により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前１．（２）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前①、②にかかわらず預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

④ 利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

（２）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（３）この預金を定期預金共通規定２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。

Ａ．預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

（Ａ） ６か月未満……解約日における普通預金の利率

（Ｂ） ６か月以上１年未満……約定利率×３０％

（Ｃ） １年以上１年６か月未満……約定利率×４０％

（Ｄ） １年６か月以上２年未満……約定利率×４０％

（Ｅ） ２年以上２年６か月未満……約定利率×６０％

（Ｆ） ２年６か月以上３年未満……約定利率×６０％

Ｂ．預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

（Ａ） ６か月未満……解約日における普通預金の利率

（Ｂ） ６か月以上１年未満……約定利率×２０％

（Ｃ） １年以上１年６か月未満……約定利率×２０％

（Ｄ） １年６か月以上２年未満……約定利率×２０％

（Ｅ） ２年以上２年６か月未満……約定利率×４０％

（Ｆ） ２年６か月以上３年未満……約定利率×４０％

③ 預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

Ａ ６か月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ ６か月以上１年未満……約定利率×２０％

Ｃ １年以上１年６か月未満……約定利率×２０％

Ｄ １年６か月以上２年未満……約定利率×２０％

Ｅ ２年以上２年６か月未満……約定利率×４０％

Ｆ ２年６か月以上３年未満……約定利率×４０％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以上

2020.04.01

自動継続変動金利定期預金規定（自由プラン）

〈自動継続型〉

１．（預入れ金額）

自動継続変動金利定期預金“自由プラン”（以下「この預金」といいます。）の預入れは１，０００円以上１，０００万円未満とします。

２．（自動継続）

（１）この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自動継続変動金利定期預金“自由プラン”に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。

３．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応答日に変更します。変更後の利率は、変更日における当金庫所定の利率とします。

ただし、変更後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

４．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前２．（２）の利率、変更後の預金については前３の利率）によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法で、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期時に元金に組入れて継続する方法により支払います。

なお、利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

（２）継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（３）この預金を定期預金共通規定２．（１）により満期日前に解約する場合、および共通規定２により解約する場合には、この預金を預入日（継続したときはその継続日）から１か月後の応答日から満期日までの間に、この預金の一部または全部について解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときはその継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算した金額を、この預金とともに支払います。

①６か月未満……解約日における普通預金利率

②６か月以上１年未満……約定利率×４０％

③１年以上１年６か月未満……約定利率×５０％

④１年６か月以上２年未満……約定利率×６０％

⑤２年以上２年６か月未満……約定利率×７０％

⑥２年６か月以上３年未満……約定利率×９０％

（４）　この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以上

2020.04.01

定期積金（スーパー積金）規定

１．（掛金の払込み）

定期積金（以下「この積金」という。）は、通帳面記載の払込日に掛金を払込みください。払込のときは必ず通帳をお差出しください。

２．（証券類の受入れ）

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

３．（給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

４．（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または通帳面記載の年利回（年３６５日の日割計算）による遅延期間に相当する利息をいただきます。

５．（給付補填金等の計算）

（１）この積金の給付補填金は、通帳面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

（２）約定通り払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に通帳面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

② 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をする場合、および共通規定２により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ この計算の単位は１円とします。

６．（先払割引金の計算等）

（１）この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳面記載の利回に準じて満期日に計算します。この場合、先払日数３０日以上のものに限ります。

（２）先払分に応じて満期日の繰り上げは行いません。

７．（満期日以後の利息）

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

８．（解約）

この積金を解約するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。なお、共通規定２により解約を行った場合は、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出、または、保証人を求めることがあります。

９．（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（１）この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）この通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

（３）この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する手数料をいただきます。

１０．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前各項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（４）前各項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（５）前各項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１１．（印鑑照合）

この通帳、お引出票、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１２．（譲渡、質入れの禁止）

（１）この積金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

１３．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１４．（保険事故発生時における積金契約者からの相殺）

（１）この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印したお引出票とともに直ちに当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 前②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）前（１）により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）前項（１）により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）前項（１）により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺すること

ができるものとします。

以上

2020.07.01

譲渡性預金規定

１．（預金の支払時期）

この預金は、証書に記載の満期日以後に支払います。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書に記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、満期日を預入日の２年後の応当日とした場合には、預入日の１年後の応当日（以下「中間利払日」といいます。）を基準として、次により取り扱います。

① 預入日から中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息（以下「中間払利息」といいます。）を中間利払日以後に支払います。

なお、中間払利息を請求する場合には、当金庫所定の譲渡性預金中間払利息支払請求書（以下「中間払利息請求書」といいます。）に、届出の印章により記名押印して、証書とともに証書に記載の取扱店に提出してください。

② 中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息を、満期日以後に、この預金とともに支払います。

（２）この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は、最終の譲受人に支払います。ただし、中間払利息は、支払請求時の譲受人に支払います。

（３）この預金には、満期日以後は利息をつけません。

（４）この預金の付利単位は１，０００万円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

３．（譲渡）

（１）この預金は、利息（未払の中間払利息を含む。）とともにのみ譲渡することができます。その元利金の一部を譲渡することはできません。

（２）この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。

① 当金庫所定の譲渡通知書に、譲渡人が届出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なく、証書とともに証書に記載の取扱店に提出してください。

なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。

② 当金庫は、提出された証書に譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。

（３）この預金は、次の各号の一にでも該当する場合は、譲渡できないものとし、次の各号の一にでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は、この預金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印を押印しないことができます。

ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方が②または③に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに、譲受人が、預金者または譲渡人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

① 預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合

② 預金者、譲渡人または譲受人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D．暴力団員等に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③　預金者、譲渡人または譲受人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A．暴力的な要求行為

B．法的な責任を超えた不当な要求行為

C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E．その他前各号に準ずる行為

（4）この預金を質入れする場合には、前各項が準用されるものとします。

4．（預金の解約）

（1）この預金は、満期日前に解約することはできません。

（2）この預金を満期日以後に解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して証書に記載の取扱店に提出してください。

（3）前3．（3）に該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じた時は、その損害額を支払ってください。

5．（届出事項の変更、証書の再発行等）

（1）この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって証書記載の取扱店に届け出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（2）この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（3）この証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する手数料をいただきます。

6．（成年後見人等の届出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届け出てください。

（2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

（3）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前各項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（4）前各項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。

（5）前各項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7．（印鑑照合）

この証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8．（譲受人に対する規定の適用）

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

９．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１０．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）前４にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者（この預金の譲受人も含みます。以下、本条において同じ。）の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとします。証書は届出印を押印したお引出票とともに直ちに当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ 前②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）前項（１）により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）前（１）により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）前（１）により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１１．（規定の変更等）

（１）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫は、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

（２）前項（１）の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとし、変更日以降は、変更後の内容により取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

１２．（準拠法、合意管轄）

（１）本規定の準拠法は日本法とします。

（２）本預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上